

高知県生活困窮者就労訓練事業認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第16条の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業(以下「就労訓練事業」という。)の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象)

第2条 就労訓練事業の認定は、事業所ごとに行うものとする。ただし、事業所が異なる場合であっても、物品の生産、加工、販売が一体的に実施されている等、個々に認定を行う必要性が乏しいと判断する場合には、一括して認定ができるものとする。

(認定基準)

第3条 就労訓練事業の認定における就労訓練事業者に関する要件は、次のとおりとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- (3) 法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業(以下「自立相談支援事業」という。)を行う者のあつせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- (4) 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

イ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、この号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用しておそれのある者

エ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

キ 破産者で復権を得ない者

ク 役員のうちにアからキまでのいずれかに該当する者がある者

ケ アからキまでに掲げるほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

- 2 就労訓練事業の認定における就労の支援等に関する要件は、次のとおりとする。
 - (1) 就労訓練事業を利用する生活困窮者（以下「利用者」という。）に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。
 - ア イに掲げる利用者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。
 - イ 利用者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
 - (ア) 利用者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
 - (イ) 利用者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
 - (ウ) 自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）その他の関係者と連絡調整を行うこと。
 - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、利用者に対する支援について必要な措置を講じること。
 - (2) 利用者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に準ずる取扱いをすること。
 - (3) 就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

（認定申請）

第4条 就労訓練事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号による生活困窮者就労訓練事業認定申請書（以下「申請書」という。）に、第3項に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 申請書には、次の事項を記載しなければならない（第1号から第4号までは法人について、第5号から第7号までは事業所について、第8号から第10号までは事業について、それぞれ記載する。）。
 - (1) 就労訓練事業を行う者（申請者）の名称
 - (2) 就労訓練を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先
 - (3) 就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁
 - (4) 就労訓練事業を行う者の法人の代表者の氏名
 - (5) 就労訓練事業が行われる事業所の名称
 - (6) 就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先
 - (7) 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名
 - (8) 就労訓練事業の定員の数
 - (9) 就労訓練事業の内容
 - (10) 就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書

(2) 平面図、写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表及び収支計算書等法人の財政的基盤に関する書類

(3) 就労訓練事業を行う者の役員名簿

(4) 誓約書（別記様式第2号）

(5) その他知事が必要と認める書類

※ 社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、(4)のみの添付で可とする。

4 知事は、前2項の規定による申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を行わせた上で、受理する。

(認定等)

第5条 知事は、申請に係る就労訓練事業が、第3条の認定基準に適合していると認めるときは、法第16条第2項により認定を行い、申請者に対して、別記様式第3号の生活困窮者就労訓練事業認定通知書により通知するものとする。

2 知事は、申請に係る就労訓練事業が、第3条の認定基準に適合していないと認めるときは、別記様式第4号の生活困窮者就労訓練事業不認定通知書により通知するものとする。

(認定情報の登録等)

第6条 知事は、別記様式第5号による認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業に関する情報を記載し（以下「登録」という。）、これを適切に管理しなければならない。

2 知事は、認定就労訓練事業台帳に登録した情報を県内各市福祉事務所及び福祉保健所に提供するものとする。

3 前項の情報提供を受けた県内各市福祉事務所及び福祉保健所は、自立相談支援機関に情報を提供するものとする。

(事業の変更)

第7条 認定就労訓練事業者（第5条第1項の規定により認定を受けた事業者をいう。以下同じ）は、就労訓練事業について、第4条第2項第5号から第7号までに掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめその旨を別記様式第6号の生活困窮者就労訓練事業変更届により知事に届出なければならない。

2 認定就労訓練事業者は、就労訓練事業について、第4条第2項に掲げる事項（第5号から第7号までに掲げる事項を除く。）に変更があった場合は、速やかに変更のあった事項及び年月日を別記様式第7号の生活困窮者就労訓練事業変更届により知事に届出なければならない。

(事業の廃止)

第8条 認定就労訓練事業者は、就労訓練事業を行わなくなったときは、別記様式第8号による生活困窮者就労訓練事業廃止届により、その旨を知事に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第9条 知事は、法第21条第2項の規定に基づき、就労訓練事業を行う者又は就労訓練事業を行っていた者に対し、別記様式第9号の報告徴収書により報告を求めることができる。

2 前項の規定は、自立相談支援機関のモニタリング、就労訓練事業の相談等を端緒として就労訓練事業の運営に関して疑義が生じた場合等に、正当な理由もなく聞き取り調査に応じない場合に適用する。

3 第1項の報告が報告徴収書によりがたい場合は、知事は、口頭による陳述を受けた後、速やかに陳述書を作成し、その内容について陳述者に確認させたうえ、その署名を求めるものとする。

(認定の取消等)

第10条 知事は、就労訓練事業が第3条の認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、法第16条第3項により認定を取消することができる。

2 前項において、知事は、別記様式第10号の生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書により通知するものとする。

(認定情報の変更登録等)

第11条 知事は、第7条の変更及び第8条の廃止の届出を受理した場合、及び前条の取消を行った場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳を更新する。

2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

附 則

この要領は、平成27年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月30日から施行する。

別記第 1 号様式

生活困窮者就労訓練事業認定申請書

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 { 主たる事業所の所在地
 名称
 代表者の職・氏名 ㊟

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 1 項の規定により生活困窮者就労訓練事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

生活困窮者就労訓練事業を行う者	名称	(フリガナ)		
	主たる事務所の所在地及び連絡先	郵便番号 ()		
		電話番号		F A X 番号
	法人の種別		法人所轄庁	
代表者の氏名	(フリガナ)			
生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名称	(フリガナ)		
	所在地及び連絡先	郵便番号 ()		
		電話番号		F A X 番号
	責任者の氏名	(フリガナ)		
生活困窮者就労訓練事業	利用定員の数			
	内容			
	就労等の支援に関する措置に係る責任者(※)の氏名	(フリガナ)		

※ 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 21 条第 2 号イに規定する責任者

別記第2号様式

誓 約 書

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 { 主たる事業所の所在地
名 称
代表者の職・氏名 ⑧

平成 年 月 日付で行った生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第1項の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあつせんに応じ生活困窮者を受け入れること(生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「則」という。)第21条第1号ハ関係)。
- 3 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること(則第21条第1号ニ関係)。
- 4 則第21条第1号ホ(1)から(9)までのいずれにも該当しない者であること。

(参考)生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)第21条第1号ホ

- (1) 生活困窮者自立支援法(以下「法」と言う。)、社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (2) 法第10条第3項の規定により同条第1項の認定の取消しを受けた者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者とその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (4) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (7) 破産者で復権を得ない者
- (8) 役員のうち(1)から(7)までのいずれかに該当する者がある者
- (9) (1)から(8)までに掲げる者のほか、その行った就労訓練事業(過去5年以内に行ったものに限る。)に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

- 5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、則第 21 条第 2 号イ、ロに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。
- 6 生活困窮者就労訓練事業の利用者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に準ずる取扱いをすること（則第 21 条第 3 号関係）。
- 7 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第 9 条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること（則第 21 条第 4 号関係）。
- 8 「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドラインの改正について（平成 30 年 10 月 1 日付け社援発 1001 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）」を遵守すること。

別記第3号様式

高福指第 号
平成 年 月 日

様

高知県知事 印

生活困窮者就労訓練事業認定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第2項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名		
生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地		
生活困窮者就労訓練事業の定員の数及び内容		
当該認定に関する事項	認定年月日	
	認定番号	

注 生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要であり、第2種社会福祉事業（事業実施定員が10名以上の場合）として実施する場合、開始、変更又は廃止について、1ヶ月以内に、それぞれ社会福祉法に基づく届出が必要であること。

別記第 4 号様式

高福指第 号
平成 年 月 日

様

高知県知事 印

生活困窮者就労訓練事業不認定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 2 項の規定に基づく認定を行わないこととしましたので通知します。

申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
申請に係る事業所の名称及び所在地	
不認定となった理由	

注 この事業不認定については、行政処分に該当せず、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申し立ての対象外であること。

別記第5号様式

認定就労訓練事業台帳

1	認定番号		就労訓練事業者																	
	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>														名 称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	連絡先	法人種別	法人所轄庁
	認定年月日	. .																		
	就労訓練事業が行われる事業所				就労訓練事業															
名 称	所在地	連絡先	責任者氏名	利用定員	内 容	責任者氏名														
2	認定番号		就労訓練事業者																	
	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>														名 称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	連絡先	法人種別	法人所轄庁
	認定年月日	. .																		
	就労訓練事業が行われる事業所				就労訓練事業															
名 称	所在地	連絡先	責任者氏名	利用定員	内 容	責任者氏名														
3	認定番号		就労訓練事業者																	
	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>														名 称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	連絡先	法人種別	法人所轄庁
	認定年月日	. .																		
	就労訓練事業が行われる事業所				就労訓練事業															
名 称	所在地	連絡先	責任者氏名	利用定員	内 容	責任者氏名														

※認定番号 1～5桁目 全国地方公共団体コード
 6～9桁目 事業所番号（認定順に付番）
 10桁目 0～9を任意付番

別記第6号様式

生活困窮者就労訓練事業変更届

平成 年 月 日

高知県知事 様

届出者 { 主たる事業所の所在地
名称
代表者の職・氏名 ㊟

生活困窮者就労訓練事業に関し変更をするので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「則」という。）第22条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
変更予定年月日	平成 年 月 日

生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先及び責任者の氏名（則第22条第2号）に関する変更内容	
--	--

別記第7号様式

生活困窮者就労訓練事業変更届

平成 年 月 日

高知県知事 様

届出者 { 主たる事業所の所在地
 名称
 代表者の職・氏名 ㊟

生活困窮者就労訓練事業に関し変更があったので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「則」という。）第22条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
変更年月日	平成 年 月 日

生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名（則第22条第1号）	
生活困窮者就労訓練事業の定員の数（則第22条第3号）	
生活困窮者就労訓練事業の内容（則第22条第4号）	
就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名（則第22条第5号）	

注 変更事項について、該当する項目の左欄に○を記入し、変更内容を記載すること。

別記第8号様式

生活困窮者就労訓練事業廃止届

平成 年 月 日

高知県知事 様

届出者 { 主たる事業所の所在地
 { 名 称
 { 代表者の職・氏名 ㊟

生活困窮者就労訓練事業を廃止したので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第23条の規定に基づき、届け出ます。

廃止に係る事業所の名称及び所在地	
廃止年月日	平成 年 月 日

別記第9号様式

高福指第 号
平成 年 月 日

様

高知県知事 印

報告徴収書

生活困窮者就労訓練事業について、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第21条第2項の規定に基づき、下記の通り報告を求めます。

本要求に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第29条第2項の規定により処罰されることがあります。

記

報告を求める理由	
求める報告の内容	
報告の方法	報告内容を文書により作成し、〔関係資料を添付して〕提出すること。
報告の期限	平成 年 月 日

別記第 10 号様式

高福指第 号
平成 年 月 日

様

高知県知事 印

生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書

平成 年 月 日付で行った生活困窮者就労訓練事業に係る認定について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり取消したので通知します。

取消に係る生活困窮者 就労訓練事業を行う者 の名称、主たる事務所 の所在地及び代表者の 氏名	
取消に係る生活困窮者 就労訓練事業を行う事 業所の名称及び所在地	
取消となった理由	

注 この事業認定の取消しについては、行政処分に該当せず、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申し立ての対象外であること。